

小笠原ヨットレース2017
レース公示の変更 No. 01

公益財団法人日本セーリング連盟
加盟団体 外洋三崎
小笠原ヨットレース 2017 実行委員会

【NOR Amendment No.01 - A】 「2. 参加資格 2-1 参加艇 (3)」を以下の通り変更する。

変更前 :

有効な船舶検査証 (近海) を有する艇

変更後 :

有効な船舶検査証 (臨時変更証を含む) の航行区域が「近海」以上であること

【NOR Amendment No.01 - B】 「2. 参加資格 2-3 艇長 (スキッパー) (6)」を以下の通り変更する。

変更前 :

赤十字救急法救急員認定又はこれに準ずる認定を受けている者を2名以上乗船させること

変更後 :

赤十字救急法救急員認定、消防局が実施する上級救命技能認定又はこれに準ずる認定を受けている者を2名以上乗船させること

【NOR Amendment No.01 - C】 「2-5 安全講習の実施および受講 (1)」を以下の通り変更する。

変更前 :

2015年1月以降に以下の項目を有する講習会を1回以上受講したことの証明書を提出すること。尚、シングルハンドとダブルハンドの場合は全員、3名以上乗船の場合は、2分の1以上の乗組員の受講を必須とする。

変更後 :

2015年1月以降に以下の項目を有する講習会を1回以上受講したことの証明書を提出すること。または、2017年4月30日に、父島二見港にて開催する安全講習会に参加すること。尚、シングルハンドとダブルハンドの場合は全員、3名以上乗船の場合は2分の1以上の乗組員の受講を必須とする。

【NOR Amendment No.01 - D】 「3-2 提出書類の期限」の末尾に以下を追加する。

追加：

やむを得ない理由によって提出期限に間に合わない場合は事前に実行委員会に遅れる旨の連絡を行うこと。

【NOR Amendment No.01 - E】 「6. レース日程」を以下の通り変更する。

変更前：

インスペクションー1	2017年3月～4月	
インスペクションー2	2017年4月30日(日)	～ 5月1日(月)
安全講習会	2017年4月30日(日)	15:00～17:00
艇長会議	2017年5月 1日(月)	10:00～12:00
前夜祭	2017年5月 1日(月)	17:00～19:00
小笠原二見港 予定 (詳細は別途公開する)		

変更後：

インスペクションー1	2017年3月～4月	
インスペクションー2	2017年4月30日(日)	～ 5月1日(月)
安全講習会	2017年4月30日(日)	14:00～16:00
小笠原レース安全講習会	2017年4月30日(日)	16:30～18:30
艇長会議	2017年5月 1日(月)	10:00～12:00
前夜祭	2017年5月 1日(月)	16:00～18:00
小笠原二見港 予定 (詳細は別途公開する)		

【NOR Amendment No.01 - F】 「19. 保険」を以下の通り変更する。

変更前：

艇はレース期間中、以下の付保範囲を持つ有効な保険に加入していること。

- (1)賠償責任保険（1億円以上）
- (2)搭乗者死亡・傷害保険（全乗員、一人当たり、合計1億円以上）
- (3)捜索救助費用保険

変更後：

艇はレース期間中、以下の付保範囲を持つ有効な保険に加入していること。

- (1)賠償責任保険（1億円以上）
- (2)搭乗者死亡・傷害保険（搭乗者全員に十分な死亡・傷害保険金額を設定しておくこと）
- (3)捜索救助費用保険

加入している保険に関しては、引き受け保険会社に回航・レース期間中当該保険が有効であることを必ず各自確認すること。

以上